

広島地方裁判所委員会（第28回）議事概要

第1 開催日時

平成25年12月6日（金）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 太田雅也，大段亨，川上陽子，北村浩司，坂本順彦，澤井誠，
寺田英子，平本良弘，風呂橋誠，山根多美子
(敬称略 五十音順)

[説明者] 藤井民事首席書記官，岡田刑事次席書記官，
西藤広島簡易裁判所庶務課長

[事務担当者] 三津川刑事首席書記官，清山事務局長，高田事務局次長，
山本総務課長，別府総務課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員長代理， 委員， 説明者）

1 傍聴者について

本委員会での議事については，事前に報道機関から申出があれば，議事開会前までの撮影及び開始後のペン取材を認めていること，広島弁護士会「地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会」の委員の傍聴を認めていることが各説明され，取材及び傍聴等が了承された。

2 新任委員紹介

大段亨委員，川上陽子委員，澤井誠委員，寺田英子委員，平本良弘委員から自己紹介があった。

3 委員長互選

大段委員が委員長に選任された（互選の様子は，別紙第1のとおり）。

4 新委員長挨拶

委員長から挨拶があった。

5 議事内容の公開方針等について

議事内容については，発言した委員において各自の発言内容の確認後，広島地方裁判所のホームページ上に，委員長，委員，事務担当者等の別だけが明らかになるように編集の上，議事の概要を掲載することとされた。

6 議事「民事事件，刑事事件の概況について」

施設見学並びに刑事事件及び民事事件の概況説明の後，意見交換が行われた（意見交換の概要は，別紙第2のとおり）。

7 次回以降のテーマについて

今回は民事調停を，次々回は裁判員裁判をメインテーマにすることとした（各委員から出された意見の概要は，別紙第3のとおり）。

8 次回期日の調整

平成26年2月20日（木）午後3時

(別紙第1)

以前からいらっしゃる委員の方から、順次御意見を伺いたい。

今までも地方裁判所の所長が委員長を務めている。この委員会は地方裁判所に対して意見を言うものなので、それを仕切る委員長は、従前どおり所長がなれる方が良いのではないか。

裁判所に対して、市民が意見を言うということであれば、委員長は裁判所以外の方が意見が言いやすく良いのではないか。全国的には、裁判所の所長以外の方が委員長を務めた委員会もあるように聞いている。

所長にお願いするということで良いと思う。これまでも非常に公平にいただいているので、引き続き所長に委員長をお願いしたい。

どちらにもメリット、デメリットがあるように思う。一般の委員が委員長になるという考え方もあると思うし、そういう手法を採るということもいいと思う。一方で、これまでの経緯もあるので、所長が委員長になった場合には、是非、自由に意見を最後まで聞くように運用していただくようお願いをしたい。これまでもそのようにいただいているので、今後もそのようにしていただけるのであれば、裁判所の所長が委員長になられても構わないのではないか。

新任の委員の方で、何か御意見のある方がいらっしゃれば伺いたい(事務担当者注：発言される委員はなかった。)。

所長以外が委員長になった方がいいという御意見も出たが、従前からいらっしゃる委員の方々の大勢は、これまでどおり所長でよいのではないかということなので、所長に委員長をお願いしてよろしいか。

互選なので、最終的には皆さんの意見で決めていただくことでよい。

それでは、大段委員に委員長をお願いすることとする。

以 上

(別紙第2)

- 刑事関係施設における意見交換 -

裁判員の質問手続は、全てグループで行われるのか。

選任手続の当日に裁判員候補者に記入していただいた質問票で、グループでも構わないと回答した方のみグループで質問手続を行っており、被告人と利害関係があるなどグループでは答えにくい事情がある方は一人ずつ質問手続を行っている。

今でも速記官は法廷に立ち会っているのか。

現在は速記官が立ち会う事件だけではなく、録音反訳に付する事件もある。裁判員裁判は全て録音反訳に付しているが、それ以外の事件は、事案に応じて速記官が立ち会うか否かを判断している。

裁判員裁判は、尋問から3、4日で判決を宣告するので、弁護士は尋問の内容をペーパーではなくDVDで交付を受けている。これは、発言者をキーワードで検索し、聞きたい部分を聞くことができるようになっているので、例えば、裁判官の発言内容が確認したければ、「裁判官」と入力をして裁判官の発言部分を聞くことができる。

裁判員用モニターに映る映像は、各裁判員が見たいものをセレクトして見ることができるのか。

裁判員用のモニターに映る映像は全て同じなので、各人が見たいものをそれぞれ見るということはできない。

法壇は、証人や被告人と目線が合うように少し低くなっているのか。

裁判員用法廷は、被告人や証人に圧迫感を与えないよう通常の法廷よりも少し法壇の高さが低くなっている。

裁判員候補者名簿の登載者数はどうして年ごとに変わるのか。

裁判員候補者名簿の登載者数は、対象事件の取扱状況や呼出しを受けた裁判員候補者の出頭状況などを参考にして決定しているため、毎年異なっている。

呼び出さない措置や呼出取消をした人以外で選任手続に出席しない候補者はどのくらいいるのか。次回の委員会までに、これまでの年ごとのパーセンテージを教えてほしい。

- 民事関係施設における意見交換 -

テレビ会議システムを利用して、遠隔地に居住する証人に対する尋問を行うことがあるのか。

尋問される証人は住所地近くのテレビ会議システムがある裁判所に出向いて行うことになる。

スムーズにやり取りができるのか。

以前は、通信回線の速度が遅く、一呼吸おいて音声が届いてくるということもあったが、現在は、通信回線が速くなりスムーズに音と映像が届いてくるようになった。音声も鮮明に聞こえる。

テレビ会議システムを利用して尋問ができる制度自体は平成10年からあるが、近年、光ファイバーを利用するようになり性能が良くなった。

年間、何件くらいテレビ会議システムを利用しているのか。

東京地裁や立川支部などとの間で証人尋問をしたことがある。件数としては年間数件である。

ラウンドテーブル法廷のテーブルがまん丸ではないのは何か理由があるのか。

裁判官によって、座る場所が違うので、楕円の形が活かされていないようにも思える。丸く話が収まるようにという意味もあるのではないだろうか。

調停に代わる決定とはどのような場合になされるのか。

調停で当事者同士が合意に至らなかったときに、調停委員会が職権で一定の判断を示すものである。この決定に対して不服がある場合には、異議の申立てができ、異議が申し立てられると、決定は効力を失う。

特定調停とはどのようなものか。

多重債務者と債権者との間で債権額を確定させて支払方法を話し合う手続である。

和解も調停室で行うのか。

和解は準備手続室で行うが、準備手続室が足りないときには、ラウンドテーブル法廷や調停室を使用することもある。部屋の形式は概ねこのような形である。

和解は、当事者双方が同席するのか。

和解手続を進めるに当たっては、原告と被告から、それぞれ別に話を聞くこと

の方が多し。

調停委員はどのようにして選任されるのか。

自薦他薦があるが、裁判所は、選考委員会で書類選考、面接を行い適任者を選んでいる。

- 大会議室における意見交換 -

以前に比べると裁判所の庁舎内は随分明るいし、親しみが持てるように、ある程度配慮されていると感じた。

受付の窓口では、どの程度までアドバイスをしているのか。裁判所の立場として、書面の書き方を全部教えてしまった方がいいのか、それとも餅は餅屋で弁護士に相談をしなさいと言う方がいいのか。

裁判は、申し立てた方と相手の方があることなので、裁判所は公平、中立な立場であることが重要である。したがって、事情をしっかりと聞いた上で、裁判所での紛争解決手続にはどのようなものがあるということをしかり説明することが基本になる。

相談者によっては、どうしても法律的な判断、要するに、こういうふうになれば勝てるのかなどということ聞かれることもあるが、請求された内容が認められるか否かは、あくまでも裁判になってから裁判所が判断することなので、そのような権利関係についての相談ということであれば、弁護士に相談いただくしかないと説明している。

補足だが、以前、受付案内センターは、受付相談センターという名称だったが、裁判所はあくまでも手続を説明する限度に留めているので、誤解を与えないよう、相談という言葉ではなく案内という言葉を使うように改めた。

例えば、相談者が、訴訟手続を選択し、弁護士や司法書士には頼まず自分で手続をしたいが、訴状はどのように書いたらいいのかと聞かれたら、どのように答えているのか。

相談者には、どうしたら勝てるのかということが念頭にあると思うので、書き方を教えるのもなかなか難しいところであるが、定型的な訴訟であれば、定型用紙に何を書いたらいいかということが書いてあるので、それに従って書いてくださいと言っている。

あとは、訴状を受け付けた後、訴状審査をして必要な部分の記載がなければ、裁判所が原告に釈明を求めて、補っていくことになる。

裁判所へ来る前は、裁判所は嫌なところだと思っていたが、少し早めに来て受付で案内の方と話したところ、非常に丁寧で要領のいい説明をしてもらった。委員会の開始時間まで、庁内を回ったが、いろいろな配慮がなされていると思った。先ほど庁内を見学させていただいても、法壇の高さや色調にも配慮を感じた。しかし、仮庁舎なので仕方ないのかもしれないが、ちょっと無機質で殺風景な感じがしたので、緑があった方がいいと思う。

裁判所は、見学会などを実施して啓蒙活動をしているのか。

広島の場合、毎月21日を「ひろしまの裁判所の日」として見学会などを実施している。これは、平成21年5月21日からスタートした裁判員裁判を広報することを目的として始めたものであり、当初、刑事裁判を内容としたイベントが主だったが、最近では、民事裁判の関係も取り上げており、庁舎見学や法廷傍聴のほか、小中学生を対象として夏休みや春休みには模擬裁判を体験してもらう見学会などを実施している。

この建物は、例えば、歴史的建造物であるとか何かポイントはあるのか。

ここは、もともと歩兵11連隊の兵舎があった所に、戦後、裁判所の庁舎が建ったもので敷地面積はかなり広い。通常、裁判所は上に高くなっているところが多いが、ここはまだ低層階の庁舎になっており、割とゆったりとした敷地を持っている。また、敷地の南西角にタイワンフウという木があり、今紅葉して非常にきれいである。広島城を見学された方など裁判所の前を通る方がよく立ち止まって写真を撮っていらっしゃる。これは裁判所の売りの一つにしている。

調停という、訴訟に至る前に、まず話し合っ解決しようという方法があるのは、国民にとって一番身近な紛争解決の手段で非常に現実的だと思う。

最近、因果関係が非常に捉えにくい複雑な事案が増えているように感じている。例えば、職場でのセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、大学ではアカデミックハラスメントやモラルハラスメントと、日々各種のハラスメントが続出しており、大学に限らず組織内のガバナンスは非常に難しいものだと思う。

そのような案件が、調停に持ち込まれたときは、カウンセラーや、場合によっ

ては臨床心理士，専門の資格を持った方が話を聞くということが必要ではないか。

確かに，そういう方が調停委員におられればよいと思うこともあるが，残念ながら，当庁ではそういう方を調停委員に任命できていないのは事実である。

調停委員が丁寧に話を聞くだけでは，背景や状況を全く理解できないというような案件も増えていると思う。先ほど申し上げたような問題が組織対個人なのか，個人対個人なのか，あるいは全部なのかがよく分からない。

知識とか技能を要求される専門職の職業などは特殊な緊張関係がありハラスメントが起こりがちではないかという気もしている。例えば，アカデミックな仕事に就いている方がパワーハラスメントの問題を調停に持ち込んだ場合に，専門の知識がない調停委員が話を聞いても，ほとんど理解できないのではないかと思う。そこで，是非，専門の調停委員を選任されるか，非常勤かボランティアで人材プールのようなものを作り，それを裁判所がコーディネートし，喩えて言えば集団で医者が患者を診察して治療方針を相談して決めるような感じのカウンセリングということはできないものだろうか。専門家の観点から，いろいろなカウンセリングの職を持った方や臨床心理士の方，あるいはアカデミックなキャリアを持った方に話を聞いていただいて，複数の人たちで解決の方向を話し合う，コーディネーションをするということができないのだろうか。

裁判所は，法的な紛争を解決するという枠組みになるので，調停にそのような紛争が持ち込まれると，おそらく職場への復帰や損害賠償の請求という形の申立てになるのだと思う。それ以外のこと，例えば，ハラスメントを防止するということは紳士条項にするなどして，何らかの法的枠組みの中に入れないと裁判所としては，解決できないと思う。

申立ての趣旨に応じて，裁判所としては何が紛争を解決する一番の方法になるのかということを考えるので，どういう解決がベストかということを検討する際に専門的な知識を有した第三者の方の意見を聞くというのは一つの方法としてあるのかもしれない。

先ほど委員が提案なさったのは，調停に持ち込まれる前の話になると思う。問題点を整理して法的枠組みに落としていくまでのプロセスの中で，問題を抱えている本人はよく分からないような状態なので，心理的なケアがきちんとできるよ

うな人が対応しながら，一緒になって問題点を整理して，最終的にこういう解決を私は望みますというところまで持っていくということだと思う。どういう解決を求めたいのかというところにたどり着くまでが，かなり大変な事例が多いのだと思う。

今おっしゃったようなような不安定な方の場合は，知人の心療内科医と連携を図っている。心療内科医から「病気は治療するけど，その根っこにある法的問題を何とかしてくれ」と言われたら，私の方が「じゃあ法的な問題を処理するから病気の方はお願いね」という形である。

例えば，労働審判だと，使用者側委員，労働者側委員，裁判官でチームを組んで，いろいろな観点からお話を聞きましょうという整理の仕方もあるが，調停委員は，申立人の個性に応じた聞き方や聞く能力というのは人によって異なるので，裁判所が事案に応じて適切な人を選ぶというのは多分難しいのだと思う。是非，そういうときは弁護士を紹介していただきたい。

大学を卒業して就職したもののすぐに辞めてしまう新卒者が非常に多く，その人たちから相談されることもあるが，どうしたらいいのかが分からない。

このような場合，相談する機関としては，裁判所や県の労働局や労働基準監督署という機関があるようだが，どこに行ったらいいのかが分からない。これらは，縦割りになっている組織なので，例えば，インターネット上に総合窓口のようなものを設けて，病院に行ったときのように，総合窓口で，あなたはこっちね，あなたはこっちねという大まかなアドバイスをしていただくといいのではないか。

裁判所がアドバイスできるとすれば，総合窓口として，法テラス（日本司法支援センター）に相談に行くことを勧めることになる。ただ，法テラスも相談内容を法律的な紛争という枠組みで捉えることができればルールに乗せられると思うが，そうでなければ，こうしたルールに乗せられるかどうか難しいのではないか。

医療の分野などでは，プライマリーケアという考え方があり，一番最初に何々科へ行きなさいという前に，まずは，一人の人間としていろいろな話を聞いた後に対応するそうである。司法でも，そういう考え方があっていいのではないか。裁判所としては，確かにどういう法的解決を望みますかということが仕事であるが，その前段という考え方をもう少しいろいろ研究をされてもいいのかなとは思う。

以上

(別紙第3)

次回でなくても結構だが、裁判員裁判も年数を経て、いろいろな観点から議論ができると思うので、改めて裁判員裁判について少し議論ができればと思っている。

調停は民間の方が調停委員として裁判所の中で紛争解決に資するという制度だが、それ以外に、民事の分野には専門委員制度や鑑定人制度など民間の方が裁判の手續に關与する制度が多数ある。そういうものは、なかなか分かりにくいし、知られておらず、うまく運用ができていない部分もあると思う。そのような民間の方が裁判所の手續に關与をされている場面を御紹介いただいたり、問題点について委員の方の意見を聞くというのはどうか。

それでは、裁判員裁判は、来年の5月21日で開始から5年が経過するということもあるので、裁判員裁判は次々回のテーマとし、今回は調停をテーマとして取り上げてはいかがだろうか。調停に併せて、専門委員、場合によっては労働審判も含めて、裁判の中に国民の方が入っておられる手續を紹介、説明をして、御意見をいただくという方向でよろしいか。

テーマについて、今、実際に裁判所が抱えている課題のほかに、法律が変わることによって企業が抱える課題などをテーマにさせていただくというのはどうか。

例えば、企業では65歳定年に変わったことで、65歳まで雇用義務が発生し、それに伴うコスト増もある。突然制度が変わり、各社、これからどうするのか、まだはっきりとした方向性が出てないところがある。我が社は、有期雇用者が80パーセント以上いるので、これから先の無期雇用化に対して、いろいろ課題が出ている。社会保険制度も変わり、平成28年10月くらいから今まで短時間で働いてた方でも月額賃金が8万8000円以上の方は社会保険に加入しなければならなくなったりしている。

そこで、取り急ぎ、今後5年以内に起きそうなこと、法律や制度が変わる中で、起き得ることも課題として、是非、私たちが勉強になることがあればそれをテーマとしていただくことはどうか。

地方裁判所委員会は、裁判所の運営についての御意見を承るというのがメインなので、企業が抱えている課題と裁判所が抱えている課題が大体同じもので、裁

判所の運営にも資するものであればテーマとして取り上げることができるという気がしている。前回，女性の能力活用を取り上げて議論していただいたが，これは裁判所も企業も同じ問題があったからだと思う。今御提案いただいた内容が，どういう形で裁判所の運営とリンクさせていくことができるかについては，少し検討させていただきたい。

以 上